

令和4年1月28日開催

令和3年度  
燕市農業委員会第11回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年1月28日(金曜日)  
午後1時30分～午後2時13分

2. 開催場所 燕市役所 1階 つばめホール

3. 出席委員(23名)

1番 山浦 博	12番 山田 直子	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(3名)

欠席 3名 3番 三浦哲郎、11番 澁木誠治、22番 荻原一郎  
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告  
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第26号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満  
の転用)の報告

(4) 議事

- 議案第 57 号 空き家に附属した農地の指定申請について
- 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 61 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

13 番 江口 保 14 番 渡邊美代子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は3番 三浦哲郎委員、11番 澁木誠治委員、22番 荻原一郎委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は23名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第11回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号13 江口 保 委員及び</p> <p>議席番号14 渡邊美代子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第24号から第26号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第24号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号108番 杣木字枯木の田、1筆、面積122㎡、基盤法売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号109番 杣木字前郷屋の田畑、6筆、面積311.52㎡、賃借人の高齢化に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号110番 吉田鴻巣の田畑、2筆、面積2,833㎡、離農に伴う小作権の解約であります。</p> <p>この地番は、耕作権が六つに分割されており、地権者もその一つに含まれている状況であります。</p> <p>受付番号111番 長辰字辰ノ口の田、1筆、面積304㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号112番 国上字居下の畑、1筆、面積122㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号113番 柳山字裏畑の田、8筆、面積6,701㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 114 番 大関字東川根の田、7 筆、面積 6,011 m<sup>2</sup>、<u>5 条転用</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 115 番 佐渡山字川中の田、2 筆、面積 5,395 m<sup>2</sup>、<u>耕作者変更</u>に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 116 番 佐善字堤内<sup>ていない</sup>の田、3 筆、面積 1,234 m<sup>2</sup>、<u>離農</u>に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 117 番 吉田鴻巣字雑司<sup>ぞうじめん</sup>免の田他、17 筆、面積 13,015 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 118 番 吉田鴻巣字五人割の田、6 筆、面積 5,348 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 119 番 吉田鴻巣字五人割の田、1 筆、面積 1,001 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 120 番 吉田鴻巣字諏訪腰の田他、17 筆、面積 13,455.85 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 121 番 吉田鴻巣字小川の田他、4 筆、面積 4,058 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 122 番 米納津の田、2 筆、面積 1,339 m<sup>2</sup>、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 123 番 米納津の田、1 筆、面積 446 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 124 番 富永字松田の田他、10 筆、面積 5,486 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 125 番 吉田吉栄字三番割の田、1 筆、面積 568 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 126 番 富永十兵衛新田字谷地の田、3 筆、面積 1,761 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 127 番 吉田法花堂字新田前の田、2 筆、面積 5,900 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 128 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、面積 298 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 129 番 吉田西太田字潟向の田他、3 筆、面積 6,199 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 130 番 下粟生津字横町<sup>よこちょう</sup>の田、1 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>、<u>基盤法</u>売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 131 番 佐善字居浦の田他、4 筆、面積 6,309 m<sup>2</sup>、中間管理</p>

事務局	<p>事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 132 番 牧ヶ花字居浦の田他、2 筆、面積 778 m<sup>2</sup>、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 133 番 砂子塚字屋敷廻の田、4 筆、面積 7,138 m<sup>2</sup>、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 134 番 横田字諏訪田の田他、6 筆、面積 16,367 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 135 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 136 番 大保字原の田、1 筆、面積 377 m<sup>2</sup>、所有権の交換（4 月予定）に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 137 番 牧ヶ花字早稲田の田、2 筆、面積 6,000 m<sup>2</sup>、3 条申請の交換に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 25 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 燕字下野付の田、2 筆、面積 15.61 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無は無し。用途区域内であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 26 号、「農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用（2 a 未満の転用）<sup>せんぶの</sup>の報告」であります。</p> <p>受付番号 1 番 西槇字千歩野の畑、1 筆、面積 633 m<sup>2</sup>のうち 195 m<sup>2</sup>、転用目的は農業用倉庫、農用地区域外、令和 4 年 8 月 8 日完工予定。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料 1～2 頁をご覧ください。自宅の前の畑に、新たに倉庫を建築するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>それでは、議案第 57 号「空き家に附属した農地の指定申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 57 号「空き家に附属した農地の指定申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 小古津新字本村通の田、1 筆、面積 576 m<sup>2</sup>、申請人は記載の通りであります。位置図は議案資料 3 頁をご覧ください。</p> <p>新たに任命された委員さんは初めての案件となりますので、改めて説明をさせていただきます。</p> <p>空き家に附属した農地の指定につきましては、令和 2 年 1 月総会において、「空き家に附属した農地」に限り、新規就農や移住促進を目的として、下限面積を 0.1 アールまで引き下げる旨の議決をいただいております。</p> <p>これは、農家資格の無い者が、空き家と同時に購入する場合に限り、農地の合計面積が 10 m<sup>2</sup>以上になる場合は「農地を取得できる」としたものであります。</p> <p>また、取扱規定として、「空き家と農地の取得者は同じ者であること」「空き家に接続している農地」「空き家から概ね 200m 程度までの徒歩圏の農地」「すでに山林化している農地等は含まない」ことなどを定めています。</p> <p>今回の指定農地につきましては、地区担当の委員と事務局で現地を確認し、空き家に隣接する畑は現在も耕作されていることを確認しておりますので、指定農地とすることに、「特に問題はない」と判断されるところであります。</p> <p>そして、本日、空き家に附属した農地に指定された場合は、集積計画と同様に、告示した後に「別段の面積」として効力をもちます。但し、空き家と一緒に農地を取得されなかった場合は、指定が外れ「一般の農地」として取り扱うこととなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長 小川委員長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 1 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>1 月 21 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、委員全員による審査の結果、「空き家に附属した農地の指定申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 31 番 吉田法花堂字<sup>おおびらき</sup>大開の田、2 筆、面積 6,000 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与、家族内の贈与で耕作者の変更がないため、位置図はありません。こちらは、藤田委員が譲受人となる案件であります。</p>
事務局	<p>次の 32 番と 33 番は交換になります。</p>
事務局	<p>受付番号 32 番 牧ヶ花字上川原の畑、1 筆、面積 2,385 m<sup>2</sup>、契約内容は 33 番との交換、位置図は 4 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 33 番 牧ヶ花字早稲田の田、1 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>、契約内容は 32 番との交換、位置図は同じく 4 頁になります。</p>
事務局	<p>受付番号 34 番 富永字仲沖の田、1 筆、面積 206 m<sup>2</sup>、契約内容は贈与。位置図は、同じく 4 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>昭和 56 年頃に譲受人の先代から 5 条転用で受けた農地の代替地として贈与するものであります。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 31 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、受付番号 31 番を除く「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>



議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり受付番号 31 番を除いて、許可とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 8 番 藤田委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 1 時 48 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農地法第 3 条、受付番号 31 番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地法第 3 条受付番号 31 番について、「特に意見はなかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 50 分)</p>
議 長	<p>退席された藤田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「意見なし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 75 番 桜町字居掛の田畑、2 筆、面積 37.64 m<sup>2</sup>、転用目的は市道への寄付採納による残地取得、契約内容は売買、令和 4 年 2 月 28 日完工予定。燕市道は完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>燕市道として整備されていた土地の所有権移転がなされていなかったことから、分筆及び燕市への寄付採納</p>

<p>事務局</p>	<p>をするに伴い、残地を隣接する地権者に譲り渡すものがあります。</p> <p>申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 76 番 秋葉町四丁目の田、1筆、面積 1,923 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成（9区画）、契約内容は売買、令和4年6月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料7～8頁をご覧ください。事業拡大のため、共同で宅地造成をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 77 番 大関字東川根の田、7筆、面積 6,011 m<sup>2</sup>、転用目的は工場及び駐車場（95台）、契約内容は売買、令和5年7月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料9～10頁をご覧ください。</p> <p>金属加工業を行う申請者の工場の敷地が狭く、工場の拡張が難しいことから、現在の事務所の近くに移転するため、土地を求めるものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>小川委員長</p>	<p>受付番号 77 番の 3,000 m<sup>2</sup>を越える申請については、「まん延防止等重点措置」が発令されたことから、現地の写真を参考に、会議室で事務局の説明を受け、特に支障は無いことを確認しました。</p> <p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、小川浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第60号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第60号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>始めに、所有権の移転であります。議案の16頁をご覧ください。</p> <p>受付番号17番 柚木字枯木の田、1筆、122㎡、移転時期は令和4年2月22日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年2月28日。位置図は議案資料11頁をご覧ください。</p> <p>受付番号18番 吉田西太田字土手内の田、1筆、3,000㎡、移転時期・引渡し時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく11頁になります。</p> <p>受付番号19番 下粟生津字横町の田、1筆、3,000㎡、対価は〇円。位置図は12頁になります。</p> <p>受付番号20番 砂子塚字屋敷廻の田、4筆、7,138㎡。対価は〇円、位置図は同じく12頁になります。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案の17頁になります。</p> <p>こちらは、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p><u>18頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号56番 長所字前田川東の田、2筆、5,850㎡、10年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号57番 佐渡山字川中の田、2筆、5,395㎡、1年の新規設定になります。</p> <p>受付番号58番 長辰字辰ノ口の田、1筆、3,000㎡、10年の新規設定になります。</p>
事務局	<p>再設定については、あとでお読み取り下さい。</p> <p>なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転4件、利用権の新規設定3件、再設定4件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	次に議案第61号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第61号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の20頁をご覧ください。
	こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。
事務局	それでは、10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号274番 次新の田、1筆、面積219㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和13年11月30日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
	次に、21頁をご覧ください。同じく10年の計画であります、終期が異なるものであります。
	受付番号275番 三王渕字上谷地の田他、10筆、面積21,587㎡、設定期間は令和14年2月7日までの10年であります。
事務局	次に、9年の集積計画であります。議案の26頁をご覧ください。 受付番号294番 砂子塚字屋敷廻の田、1筆、面積142㎡、設定期間は令和12年12月31日までの9年であります。
事務局	次に、5年の集積計画であります。議案の27頁をご覧ください。

	<p>受付番号 295 番 佐善字堤内の田、3 筆、面積 1,234 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 9 年 2 月 7 日までの 5 年であります。          なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の 28 頁をご覧ください。          それでは、初めに 10 年の配分計画であります。          こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。          受付番号 174 番 次新の田、1 筆、面積 219 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>次に、29 頁をご覧ください。同じく 10 年の計画で終期が異なるものであります。          受付番号 175 番 三王渕字上谷地の田、3 筆、面積 6,763 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 14 年 2 月 7 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>次に、9 年の配分計画であります。議案の 34 頁をご覧ください。          受付番号 191 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 142 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>次に、5 年の配分計画であります。議案の 35 頁をご覧ください。          受付番号 192 番 佐善字堤内の田、3 筆、面積 1,234 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 9 年 2 月 7 日までの 5 年であります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、議案の 31 頁、受付番号 182 番に片桐委員の関係案件があります。</p>
事務局	<p>また、今回の申請で農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 36 頁の「議案第 60・61 号関係資料」をご覧ください。          今回の利用権の申請がありました、有限会社「真木農産」から、3 番目の農事組合法人「大地燕」まで、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。          説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の番号 182 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 23 件、同じく関係委員の案件 1 件を除く配分計画 19 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 182 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 21 番 片桐委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 10 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 182 番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、配分計画、番号 182 番について、「意見がなかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 12 分)</p>
議 長	<p>退席された片桐委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 60 号、議案第 61 号の案件につきましては、2 月 7 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕</p>

市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。

(終了時刻 午後 2 時 13 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月28日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 江口 保

---

議事録署名委員 渡邊 美代子

---